

中学校給食全員喫食推進事業に係る対応方針について

相模原市大規模事業評価実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり中学校給食全員喫食推進事業に係る対応方針を定める。

令和5年8月24日

相模原市長 本村賢太郎

- 1 中学校給食全員喫食推進事業については、実施する。
- 2 各評価の視点(事業の必要性、妥当性、優先性、有効性及び経済性・効率性並びに環境・景観への配慮)ごとに、市民意見、相模原市大規模事業評価委員会からの答申等を踏まえ、事業を進める。
- 3 事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) 新たな給食センターの整備に当たっては、都市計画マスタープランにおける土地利用方針との整合に留意するとともに、周辺住民等の理解を得られるよう配慮する。
 - (2) 新たに一定規模の建物を建築する利点を生かし、環境負荷の低減やCO₂排出量の削減を図るための先進事例となるよう、ZEBの認証取得等の市の脱炭素に係る取組の方向性に合致した手法を積極的に採用する。
 - (3) 残さの飼料化等の給食センターの特性を生かした環境配慮の方針について、PFI事業に係る水準として要求する。
 - (4) 給食センターの供用開始後においては、配送車両等の通行による交通量の増加が見込まれることから、定量的なデータに基づく交通対策を図る。
 - (5) 近年、資材や人件費の高騰による建設費への影響が大きいことから、予算の設定段階など、随時機会を捉えて、事業費単価等の見直しを図るよう努める。